

一般奨学金及び播戸奨学金における成績要件の改正について

1 改正理由

一般奨学金及び播戸奨学金については、姫路市奨学学術振興基金条例施行規則において、奨学金受給の要件の1つとして「成績優秀な者」と定められていることから、奨学生に採用された後も毎年度、一般奨学金及び播戸奨学金の継続給付に係る成績要件に関する内部規定（以下「内規」という。）に基づいて、成績要件への該当の有無について、判定を行っている。

「成績優秀な者」の要件について、一定の水準を担保する必要があるが、現行の内規の規定では、取得単位数が僅少の場合でも成績要件に該当しない場合が想定されることから、新たに成績要件として所定の期間内に取得すべき最低取得単位数を設定するとともに、判定にあたり配慮が必要な事由に対する措置として「斟酌すべきやむを得ない事情」があると認められる場合には成績要件に該当しないこととできるよう規定したい。

※成績要件：該当する場合に奨学金の支給が打切りとなる要件のうち成績に関するもの

2 改正内容

(1) 成績要件の追加

内規第1項に規定する成績要件に新たに「取得単位（累積）が標準単位数の1/2未満の場合」を追加する。なお、この場合の「標準単位数」は、文部科学省発出の「高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q&A）」（以下「Q&A」という。）A4-12-3における定義と同義とする。なお、成績要件の判定については、先に最低取得単位数に係る判定を行い、本要件に該当しない者について、次に成績率に係る判定を行うこととする。

(2) 「斟酌すべきやむを得ない事情」の適用

成績要件に該当する場合においても、災害・傷病等の不慮の事由により「斟酌すべきやむを得ない事情」に該当すると大学が証明する場合には、成績要件に該当しないこととする。この場合は、成績要件に該当しないこととなるため、現行の内規第4項に規定する打ち切りの猶予には該当しないものとする。

「斟酌すべきやむを得ない事情」については、Q&AのA4-15-2の場合に限定し、適用回数の制限を設けない。